

土砂災害防止法に基づく基礎調査（A+B業務）

年 度	平成 30 年度
発注機関	宮崎県日向土木事務所
業務場所	椎葉村
業務内容	<p>本業務は、土砂災害防止法に基づき土砂災害の恐れのある区域について、危険の周知・警戒避難体制の整備・住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策に必要な基礎調査を行うものである。</p> <p>現地の斜面状況を把握し、危険箇所の対象となる条件（斜面高さ5m以上、斜面勾配30度以上）を満たした斜面に対し、警戒区域（イエロー）及び特別警戒区域（レッド）の設定を行い、その結果についての調書及び公示図書の作成を行なうものとする。</p>

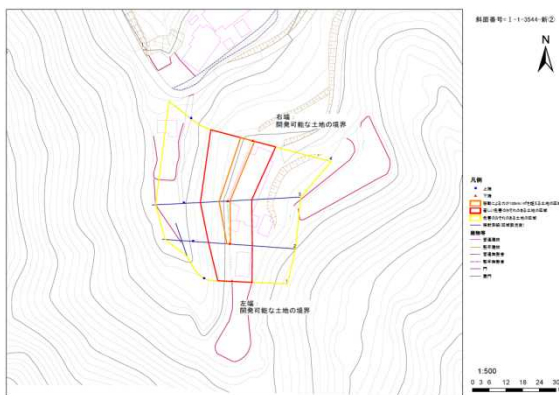
状況写真・概要

◎土砂災害危険箇所の状況

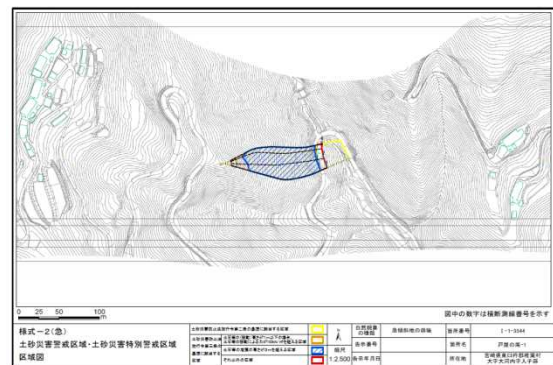


現場にて斜面の状況について確認（写真撮影）及び断面形状の計測を行う。

◎警戒区域及び特別警戒区域の設定・公示図書の作成



土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



警戒区域設定図を基に公示図書を作成。

県・市町村にて警戒区域の指定・災害防止対策が行われることにより、土砂災害から生命を守るための避難体制の整備等が図れるものとなる。